

台風12号で被災された県民の皆様方へ

このたびの台風12号により、お亡くなりになられた皆様方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

運転免許証の再交付、更新手続きについてご案内します。

1 運転免許証を紛失等された方の再交付手続き

手続きのできる場所

再交付の手続きは運転免許センター又は警察署あるいは十津川庁舎へ行ってください。

【受付時間等】

- ・ 運転免許センター 月～金 [休日を除く]
執務時間内(即日交付を受ける方はPM4:00までお越し下さい。)
- ・ 警察署及び十津川庁舎 平日の執務時間内

手続きに必要な書類等

運転免許証(汚損・破損による再交付の場合)

免許用写真1枚(縦3cm、横2、4cm、過去6ヶ月以内に撮影したもの)

(災害等で写真を準備できない方は、警察署及び十津川庁舎に相談して下さい。)

印鑑(なければ指印で結構です。)

手数料は3,650円です。

身分を証明できる書類～パスポート・保険証・住民票の写し等(コピーでないもの)

(証明できるものが無い場合は、申請窓口で申し出て下さい。)

電話による問い合わせは、24時間受付しています。

2 運転免許証の更新手続き

手続きのできる場所

運転免許センター又は警察署あるいは十津川庁舎へ行ってください。

適性(視力)検査が必要です。

手続きに必要な書類等

運転免許証

更新通知ハガキ

(通知ハガキがない場合は、申請窓口で申し出て下さい。)

手数料

優良～3,250円、一般～3,600円、違反～4,250円、初回～4,250円

免許用写真1枚

(災害等で写真を準備できない方は、警察署及び十津川庁舎に相談して下さい。)

運転免許センターでの更新は、写真はいりません。

交付期間

運転免許センターは即日交付、警察署及び十津川庁舎は約3週間程度かかります。

【更新について注意してもらうこと】

災害により運転免許証の有効期限までに手続きができない方

災害で運転免許の更新手続きができなかった方は、「やむを得ず失効」(災害によりどうしても手続きができなかったため失効)の手続きができ、**新しい免許証が交付できます**。出来るだけ早く、運転免許センターか警察署、十津川庁舎に問い合わせして下さい。

更新手続きは終わっているが、有効期限(免許証の裏に記載)までに外向かれない方

運転免許センターや警察署あるいは十津川庁舎に出来るだけ早く来て下さい。**有効期限の延長**の手続きをします。なお、有効期限が過ぎていれば運転は出来ません。

3 問い合わせ先

運転免許について何かわからないことがあれば、下記に連絡をして下さい。

【運転免許センター】 電話 0744-22-5541

【五條警察署】 電話 0747-23-0110

【十津川庁舎】 電話 0746-63-0110

【中吉野警察署】 電話 0747-53-0110